「B」譲許品目の段階的引下げ・撤廃の例

例)いちじく(生鮮のもの): HS 0804.20-010

日本側譲許·····B 5 (6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率·····6.0%

GSP税率·····3.0%

基準税率:3.0%

基準税率は2004年4月1日現在 のMFN税率。

但しGSP対象品目については、GS P税率が基準税率になる。

例外1品目:ガラス製の細貨

(HS 7018.90-010)

(X年目の税率の求め方)

1回の削減幅

$$= 3 \div (5 + 1) = 0.5$$



X年目の税率

 $= 3.0 - X \times 0.5$

